

みえ医療福祉生活協同組合ハラスメント撲滅宣言

2022年11月26日

みえ医療福祉生活協同組合 理事会

みえ医療福祉生活協同組合理事会は、健全な職場環境を守るため「ハラスメントの撲滅」を組織として真剣に取り組んでいくことを宣言します。

職場におけるハラスメント行為は、職員の人格、尊厳、個性を傷つける社会的に許されない行為であり、人権にかかわる問題です。

また、組合員、患者・利用者、職員の家族、その他関係する人びとの期待を裏切り、信頼を低下させ、社会的評価に悪影響を与える問題です。

理事会は、ハラスメント行為を断じて許さず、すべての役職員が互いに尊重し合える安全安心で快適な職場環境づくりのために、以下のとおり取り組みを強化していきます。

1. ハラスメント撲滅に向けた基本姿勢

- * 当生協は、あらゆるハラスメントの防止と撲滅に取り組み、あらゆるハラスメントの行為を絶対に許しません。
- * この方針の対象は、役員、正職員、嘱託職員、パート職員、派遣職員等、当生協に従事しているすべての役職員です。また、当生協の役職員以外の方々に対しても、これらの行為を行ってはいけません。

2. ハラスメントに関する相談窓口

- * 当生協は、ハラスメントなどの解決のために相談窓口を設け、迅速で的確な解決を目指します。安心して相談できる環境づくりのため、相談窓口には役職員以外の外部担当者や社会保険労務士を配置、WEBでの「ハラスメント悩み相談」を開設します。
- * 相談者や事実関係の確認に協力した者に対し、不利益な取り扱いは行いません。また、プライバシーを守って対応します。

3. ハラスメント防止・対策委員会の設置

- * ハラスメントの防止対策、ハラスメントの行為に対して迅速かつ公正に対処するため、役員(管理部)・労組代表・外部担当者・社会保険労務士等で構成するハラスメント防止・対策委員会を設置します。

4. ハラスメント防止に関する取り組みの周知徹底や研修等の実施

- * ハラスメント防止に関する取り組みの周知徹底・研修の実施などにより、役職員全員に知識を習得させることで、組織内の意識改革を図ります。

5. ハラスメントの行為者への対応について

- * ハラスメントの行為者に対しては、事実関係を調査の上、就業規則に基づき、懲戒処分を行う場合があります。また、必要に応じて、就業環境を改善するための措置を講じます。

以上